平成２４年（フ）第７２号
茨城県日立市城南町５丁目10番24号
債務者　舛田　成人
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第７８号
茨城県日立市大久保町５丁目２番22号
債務者　片岡まゆみ
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第７９号
茨城県日立市大久保町５丁目２番22号
債務者　片岡よう子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５６号
岐阜県関市小瀬1059番地３　ＨＩＮＯＭＡＲＵ　ＴＯＷＮ　A205
債務者　後藤　健治
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１６１号
岐阜市徹明通５丁目13番地　丸満ビル502号室
債務者　村瀬千恵美（旧姓竹下・平田・林）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７９号
滋賀県蒲生郡日野町大字日田75番地１　コテージ千秀ひだ111号
債務者　前川　博康
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８１号
滋賀県彦根市安食中町336番地３
債務者　田中　一志
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８４４２号
大阪市生野区田島５丁目14番２号
債務者　村上　寛行
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３４号
大阪府摂津市鳥飼中１丁目25番６号
債務者　山田　健一
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９５４号
大阪市中央区瓦屋町３丁目２番18号302
債務者　上西さゆり
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４７号
大阪府豊中市庄内東町６丁目13番15号
債務者　馬渕裕一郎
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６３７号
大阪市旭区清水２丁目19番９号　清水ハイツ306号
債務者　妙見　実恵（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３５号
大阪府枚方市楠葉面取町2211番地の６
債務者　吉田　省三
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７３８号
大阪府東大阪市高井田西６丁目２番３―1006号、前住所大阪市城東区関目２丁目16番28―514号
債務者　松本　一真
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２７号
大阪市淀川区塚本６丁目11番10号　庄村ハイツＢ101号
債務者　竹藤　郁子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２２８号
大阪府八尾市長池町３丁目76番地の２　森川ハイツ206号
債務者　末岡太健男
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６１号
大阪市中央区日本橋１丁目25番９―502号
債務者　長棟　真帆
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３２６号
大阪府高槻市奈佐原２丁目７番３―103号、前住所大阪府高槻市奈佐原２丁目９番３―104号
債務者　佐藤　勝子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部